

請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 諮問事項提案会派

公明党

2 提案理由

本件は、板橋区の情報公開条例における公文書原則公開の規定や、議会基本条例前文に「区民に開かれた、区民参加の議会」「徹底した情報公開」と謳っている理念に鑑みて、陳情の願意に拘束されることなく、議論を深め結論を出すべきである。よって、議会運営委員会の諮問事項として提案する。

3 関連する陳情

陳情第 11 号 陳情等の区議会ホームページ上での公開を求める陳情

陳情第 43 号 陳情等の区議会HP上での公開を求める陳情

4 23 区の状況

23 区中 12 区がホームページで公開している。

5 板橋区議会の現状

- (1) 請願・陳情の写し（個人情報をもマスクしたものを）、委員会室の傍聴席に閲覧用資料として 15 部を備えているほか、区議会事務局及び区政情報課の窓口でも閲覧が可能である。
- (2) 情報公開条例に基づく請求があった際には、個人情報をマスクしたものを公開している。
- (3) ホームページには、受理された請願・陳情の最新の審査状況と、結論の出た請願・陳情に対する議員ごとの表決態度を掲載している。

6 課題または検討事項（案）

- (1) ホームページ掲載の妥当性・公平性・公正性
- (2) 個人情報の取扱い（内容から個人を特定できる可能性があり得る）
- (3) 掲載する内容（全文か、要旨のみか）
- (4) 掲載する期間（いつから掲載するか、いつまで掲載するか）
- (5) 提出者の承諾の要否（承諾を必要とする場合は、その確認方法）